

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年五月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則（平成六年四月奈良県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三十条の二中「第三十六号様式の二」を「第三十六号様式の三」に改め、同条を第三十条の三とする。

第三十条の次に次の一条を加える。

（会計監査人の就任又は退任の届出）

第三十条の二 法第九十七条第十二号の規定による施行規則第二百三十一条第一項第二十一号に掲げる場合に係る届出は、会計監査人就任（退任）届出書（第三十六号様式の二）に総会又は総代会の議事録の謄本を添えて、知事に提出しなければならない。

第三十一条第二項中「第三十六号様式の三」を「第三十六号様式の四」に改める。

第七号様式中 「出納簿」 「出納簿」 を「 「出納簿」 「出納簿」 に改める。

第三十六号様式の三を第三十六号様式の四とする。

第三十六号様式の二中「第30条の2~~出納簿~~」を「第30条の3~~出納簿~~」に改め、同様式を第三十六号様式の三とする。

第三十六号様式の次に次の一様式を加える。

第36号様式の2（第30条の2関係）

会計監査人就任（退任）届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

所在地
名 称
代表者 氏 名

会計監査人の就任（退任）について、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第97条第12号の規定による農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第231条第1項第21号の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

氏名又は名称	住所又は所在地	就任（退任）年月日
		年 月 日

注 不用の文字は、消してください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。